

令和7年4月1日
経済文化交流部長専決

八代港フォワーダー集荷拡大支援助成金交付要領
(趣旨)

第1条 この要領は、八代港におけるコンテナ貨物の集荷を促進するため、八代港を利用するフォワーダーに対し、予算の範囲内で八代港フォワーダー集荷拡大支援助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) フォワーダー 貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）に規定する貨物利用運送事業者で、荷主からコンテナ貨物を預かり輸送等を代行するものをいう。
- (2) コンテナ貨物 国際コンテナ定期航路又は国際フィーダー航路を利用した貨物（小口混載貨物を除く。）をいう。
- (3) T E U 20フィートコンテナ換算のコンテナ取扱個数の単位をいう。

(助成対象期間)

第3条 助成金の対象となる期間（以下「助成対象期間」という。）は、令和7年4月1日から令和8年2月28日までとする。

(助成対象者)

第4条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすフォワーダーとする。

- (1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続していること。
- (2) 直接荷主から八代港を利用したコンテナ貨物（空のコンテナ貨物を除く。）の輸送等に関する依頼を受け、助成対象期間内に八代港を利用していること。
- (3) 八代市暴力団排除条例（平成23年八代市条例第32号）第2条第1号から第3号までに規定する者（以下「暴力団等」という。）でないこと。
- (4) 暴力団等と密接な関係を有している者でないこと。

(助成対象事業)

第5条 助成金の交付の対象となる事業は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当するコンテナ貨物を輸送等する事業であって、助成対象期間における取扱量が5 T E U以上のものとする。

- (1) 令和4年度以降に八代港を利用した輸出入の実績がない荷主の依頼に係る貨物
- (2) 令和4年度以降に八代港を利用した輸出入の実績がある荷主の依頼に係る貨物であって、令和4年度以降に八代港における輸出入の実績がない新たな品目の貨物

(助成金の額等)

第6条 助成金の額は、貨物1 T E U当たり、別表左欄に掲げる取扱量に応じ、同表右欄に掲げる額を乗じて得た額とし、30万円を上限とする。

2 助成金の交付は、一の助成対象者につき、1会計年度において1回限りとする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者は、令和8年2月28日までに、八代港フォワーダー集荷拡大支援助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 八代港フォワーダー集荷拡大支援助成金実績報告書(様式第2号)

(2) 実績報告書に記載された八代港利用日、荷主名、輸出入品目、コンテナナンバー及びコンテナ貨物量が分かるB/L(Bill of Lading)、インボイス、A/N(Arrival Notice)等の写し

(3) 助成対象者の履歴事項全部証明書

(交付決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定し、八代港フォワーダー集荷拡大支援助成金交付決定通知書(様式第3号)又は八代港フォワーダー集荷拡大支援助成金不交付決定通知書(様式第4号)により当該申請をした者に通知するものとする。

(交付請求等)

第9条 前条の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、八代港フォワーダー集荷拡大支援助成金交付請求書(様式第5号)により助成金の交付を市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を適当と認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の取消し等)

第10条 市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたと認めるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は既に交付した助成金があるときは、その全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、八代港フォワーダー集荷拡大支援助成金交付決定取消通知書(様式第6号)により通知するものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

コンテナ貨物の取扱量	1TEU当たりの助成額
5TEU	6,000円
6～10TEU	8,000円
11～20TEU	1万円
21TEU以上	1万3,000円